

問題パート③(解答)

▼ 次の記述について、正しいものには()に“○”を、誤ったものには“×”を記入願います。

① CPIには、社内の管理体制を整備する必要があるため、組織図を添付しなければならない。(×)

理由:組織図はあくまで管理体制がわかりやすいように作成されているもので、必ず添付する必要はありませんが、税関といたしましては添付していただくと助かります。

② 倉主の搬出担当者は、輸入許可済貨物を搬出する場合には必ず立会いを行う必要がある。(×)

理由:輸入許可済貨物は、既に保税の管理対象から除外されていますので、搬出時の立会いは不要ですが、輸入許可を受けているかどうかの確認は必要です。

③ 内部監査人は、総合責任者が指名する者である必要はない。(○)

理由:倉主によっては、CPの中で「総合責任者が指名する者」と規定されていることがありますので、その場合には指名を受けた方が監査を行うことになると思います。

ただし、倉主(被許可者)の従業員であることが基本通達で規定されていますので留意願います。

④ 外国貨物を保税地域に搬入する際、搬入担当者は保税運送承認書に記載されている個数と実際の個数に相違があった場合には、輸入申告前までに税関へ通報すれば良い。(×)

理由:基本通達34の2-1(1)イ(ハ)において、品名や数量の相違があった場合には、直ちにその内容を連絡する旨、規定されています。

⑤ 保税担当者への教育訓練は、年1回は実施することが好ましいが、業務委託先の従業員については、特段の教育訓練を行う必要はない。(×)

理由:基本通達34の2-9(6)において、委託先の役員や従業員に対しても教育訓練を行う体制を整備すると規定していますので、規定どおり教育訓練を実施していただくようお願いします。